

登米市児童生徒就学援助費補助金について

市では、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に、学用品費・給食費・修学旅行費などを援助する『登米市児童生徒就学援助費補助金』制度を設けています。

申請月により支給金額が変わりますので、下記支給要件に該当する場合は、お子さんが在籍する学校に速やかに申請するようお願いいたします。

支給要件（前年度または当該年度に次のいずれかの措置を受けた人）

- ①現在生活保護を受けている人
- ②生活保護法に基づく保護の停止または廃止になった人
- ③個人事業税の減免、市民税の非課税・減免または固定資産税が減免されている人
※市民税非課税：同居親族すべての市民税が非課税の場合に該当となります。
- ④国民年金の掛金が減免されている人
- ⑤国民健康保険料の減免または徴収を猶予（課税時の軽減は除く）されている人
- ⑥児童扶養手当が全額支給されている人
児童扶養手当の支給金額が、下記に当てはまる人
支給対象児童数が1人（手当月額41,720円）、2人（手当月額46,720円）、3人（手当月額49,720円）、4人以上は1人増えるごとに3,000円を加算した額。
- ⑦生活福祉資金の貸付＝社会福祉協議会で生活福祉資金の貸し付けを受けている人
- ⑧その他（世帯員の構成、収入状況などにより準要保護と認めるもの）
上記のいずれにも該当しない場合で、生活が困窮していると認める場合は、同居する親族全員の課税証明書が必要になります。
（生活困窮の目安）例えば4人世帯：父（30代）・母（30代）・小学1年生・幼稚園児（年長）の場合
・会社員などの場合＝給与収入額370万円程度
・自営業者などの場合＝総所得額340万円程度
※収入額などは、目安です。そのほかの収入（年金や児童扶養手当など）状況、世帯の人数や年齢により基準が変わりますので、詳しくは教育委員会生き生き学校支援室にお問い合わせください。

【援助の種類と金額について】

種類	内容	小学校	中学校
学用品費（学級費など）	学習に必要なとされる学用品の購入に必要な経費	11,100円	21,700円
通学用品費	通学用品の購入に必要な経費	2,170円	2,170円
新入学児童生徒学用品費	入学準備金、通学用品費含む（小中とも1年生のみ）	19,900円	22,900円
校外活動費（宿泊なし）	校外活動の際に必要なとする交通費と見学料のみ	上限 1,510円	上限 2,180円
校外活動費（宿泊あり）	校外活動の際に必要なとする交通費と見学料のみ	上限 3,470円	上限 5,840円
修学旅行費	修学旅行に要した共通経費	上限 20,600円	上限 55,700円
学校給食費	給食を食べるために必要な経費	上限 45,600円	上限 54,000円
医療費	学校保健安全法に基づく疾病で、学校から治癒勧告を受けた疾病の治療に必要な経費	実費	実費

※支給金額の前に、「上限」とあるのは、実際にかかった費用と上限額を比較し、低い方が支給額になります。

【問い合わせ】 教育委員会生き生き学校支援室 ☎ 0220 (34) 2546

「元気とめ21計画・第2期（案）」 「登米市食育推進計画・第2期（案）」に対する意見を募集します

市では、市民一人一人がこれからも健康であるために、健康なまちづくりの指針になる「元気とめ21計画」および登米の豊かな食を次世代へつなぐための「登米市食育推進計画」を見直し、平成23年度から平成27年度を計画期間とする第2期（案）をまとめました。

市民皆さんの意見を取り入れながら策定を進めていくため、下記により意見を募集します。

【公表する資料】

- ①元気とめ21計画・第2期（案） ②登米市食育推進計画・第2期（案）

【関係資料の公表場所】

- 市民生活部健康推進課（市役所南方庁舎2階）
■各総合支所市民福祉課健康づくり係 ■市ホームページ

【意見などの提出方法】 郵送、ファクシミリ、電子メールまたは持参のいずれかの方法で提出してください。なお、意見は任意の様式とし住所・氏名・電話番号を明記してください。

【募集期間】 2月25日（金）～3月25日（金） 必着

【その他】

- 意見は、計画の作成に向けて参考にさせていただきます。
- 個人が特定されない形で、意見の要旨などを公表する場合があります。
- 皆さんからいただいた意見に対し、個々に回答はしません。
- 電話による意見提出はできません。

【提出先・問い合わせ】 市民生活部健康推進課

〒987-0401 登米市南方町新高石浦130番地

☎ 0220 (58) 2116 FAX 0220 (58) 3345

✉ kenkosuisin@city.tome.miyagi.jp



家庭ごみの野焼きについて

家庭での簡易焼却炉、ドラム缶を使用しての家庭ごみの焼却は、禁止行為に当たります。



簡易焼却炉



ドラム缶



野焼き

違反した場合には、5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

※どんと焼き、たき火、キャンプファイヤー、農業・林業を営むためにやむを得ない焼却は例外とされています。

ただし、廃棄物処理法上の例外行為であっても、煙や臭いで周辺住民に迷惑を及ぼす行為は、行政指導の対象となりますので、住宅周辺では、行わないようにしてください。

ごみは燃やさずに集積所に出すか、
クリーンセンターに直接持って行ってね！



【問い合わせ】

市民生活部環境課 生活環境係 ☎ 0220 (58) 5553

3月の納税

後期高齢者医療保険料 9期

納期限 3月31日（木）

忘れずに納めましょう
納税は便利な口座振替で

登米市の人口・世帯数 （平成23年1月末現在）

地区	世帯数	人口		
		男	女	計
迫	7,285	10,345	11,135	21,480
登米	1,801	2,524	2,795	5,319
東和	2,440	3,562	3,769	7,331
中田	4,682	7,872	8,274	16,146
豊里	2,039	3,332	3,462	6,794
米山	2,848	5,012	5,215	10,227
石越	1,593	2,730	2,822	5,552
南方	2,544	4,363	4,693	9,056
津山	1,209	1,842	1,978	3,820
合計	26,441	41,582	44,143	85,725

市内の交通事故発生状況 （平成23年1月末現在）

（佐沼・登米警察署調べ）

	H23	H22	増減数
人身事故発生件数	24件	33件	△9件
死者数	0件	0件	0件
負傷者数	36件	49件	△13件
物損事故発生件数	145件	148件	△3件

（平成23年1月からの延べ件数）

●市内の事故原因第1位は出会い頭事故で、全事故の35.4%（県平均24.4%）です。

●市内での高齢者の関係する事故は、全事故の24%（県平均13%）です。

編集室から

▶ことしは例年になく降雪が多く、除雪や路面の凍結など、多くの皆さんが「冬」を実感したのではないのでしょうか？▶これからは草木の芽吹きなど、春の訪れを感じられる季節となります。春は卒業や入学、移動など新しいスタートの季節です。わたしも4月からの新しい季節に向け、気持ちを新たに仕事に取り組みたいと思います。（猪股）